

# 第1章 安心して子どもが健やかに 生まれ育つ環境づくり

## 第1節 児童の健全育成

次代を担う児童の心身の健やかな成長は極めて重要であり、近年、少子化、核家族化の一層の進行、家庭環境の変化に伴い、家族や地域における児童養育の低下等、児童を取り巻く生活環境は悪化する傾向にあります。

このため、児童館・児童センターの充実を図るとともに、学童保育については、地域の特性を活かしながら1小学校区に1施設を目標に整備を進め、かつ、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業を展開しながら児童福祉の増進に努めています。

### 1 児童館・児童センター

子どもに健全な遊びを与え、情操豊かな明るい子に育てるための児童厚生施設として、市内に7か所の児童館・児童センターがあります。いずれも、市直営施設で、専門職員（児童指導員）を中心に遊びの指導をしています。

また、各館で年間を通して、大きく母と子の活動や学童向け活動などに分け、「幼児グループ」をはじめ、「にこにこサロン」、「あそびの広場」等さまざまな事業を行っています。

#### (1) 児童館・児童センター施設一覧

名 称	施 設 内 容	住 所	開設年月
駒木台児童館	遊戯室・図書室・集会室	駒木台 221-3	昭和52年4月
江戸川台児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	江戸川台東 1-251	昭和53年4月
思井児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	思井 79-2	昭和54年4月
向小金児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	向小金 2-192-2	昭和55年4月
十太夫児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	十太夫 104-5	昭和57年4月
野々下児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	野々下 2-709-3	昭和59年4月
赤城児童センター	遊戯室・図書室・体育室	流山 8-1071	昭和63年4月

(2) 児童館・児童センター活動状況(平成19年度)

集団指導参加者数・任意利用者数

単位：人

区 分	就学前 児童		小 学 生		中 学 生	その他		ボラ ンテ ィア 活動	合 計	
	集団	任意	集団	任意	任意	集団	任意	集団	集団	任意
駒木台児童館	2,418	2,809	517	2,143	62	2,244	2,275	0	5,179	7,289
江戸川台児童センター	3,905	4,339	2,057	7,601	882	3,709	4,773	268	9,939	17,595
思井児童センター	2,811	2,018	2,468	7,829	274	2,634	2,050	89	8,002	12,171
向小金児童センター	3,886	1,632	2,363	9,093	484	3,575	1,684	52	9,876	12,893
十太夫児童センター	2,058	1,265	1,346	4,670	225	1,960	3,306	23	5,387	9,466
野々下児童センター	1,509	1,625	1,495	4,754	91	1,517	2,092	51	4,572	8,562
赤城児童センター	3,394	1,084	1,991	6,095	94	3,324	1,030	14	8,723	8,303
合 計	19,981	14,772	12,237	42,185	2,112	18,963	17,210	497	51,678	76,279

2 地域子育て支援センター

子育てに対する身体的、心理的負担が増大している今日、交流の場の提供や育児不安の解消、子育ての指導などの相談に応じる施設です。

(1) 公立

(平成19年度)

名 称	子 育 て 相 談				フロアー利用	
	電 話 相 談		面 接 相 談 ( 要 予 約 )		子ども数 (人)	親 子 (組)
	利用日・時間	件数(件)	利用日・時間	件数(件)		
流山市地域子育て支援センター ゆうゆう	月～金 9:00～16:30	63	月～金 13:00～16:30	8	5,973	5,159

## (2)私立

(平成19年度)

名 称	子 育 て 相 談				フロアー利用	
	電 話 相 談		面 接 相 談 ( 要 予 約 )		子 ども の 数 ( 人 )	親 子 ( 組 )
	利用日・時間	件数(件)	利用日・時間	件数(件)		
CMS子育てステーション(小山保育園分園)	月～金 9:00～16:00	172	月～金 13:00 ～15:00	163	1,221	1,128
ずくぼんじょ(松の実保育園)	月・木・金 9:00～17:00	2	月・木・金 9:00～16:00	55	1,116	985
CMSプティー子育てサロン(西平井保育園分園)	月～金 9:00～16:00	0	月～金 9:00～16:00	2	753	650
かるがも(かやの木保育園)	月～金 9:30～16:00	88	月～金 9:30～16:00	110	3,243	2,757
アゼリア(みやその保育園)	月～金 9:00～16:00	0	月～金 8:00～17:00	13	402	314
わらしこ(流山わらしこ保育園)	月～金 9:00～17:00	14	月～金 9:30～16:00	180	2,132	1,866
さくらんぼ(南流山聖華保育園)	月～金 9:00～16:00	0	月～金 9:30～16:00	0	1,932	1,764
らぶりー(なかよし保育園) 平成19年7月開設	月～金 13:00～16:00	0	月～金 13:00 ～16:00	0	372	346

### 3 学童保育所

学童保育所は、概ね小学校1年から3年の児童がいる家庭で、保護者が共働きなどの理由で、下校後の家庭保育ができない場合に、児童をあずけることができる施設です。

(平成19年度)

名 称	学 校 区	定 員 (人)	年間延入所 児童数(人)	運営費補助金 (円)
たけの子ルーム	向小金小学校区	44	593	4,154,535
ちびっこクラブ	流山北小学校区	40	511	5,294,345
ひよどり学童クラブ	長崎小学校区	40	439	7,837,515
そよかぜ学童クラブ	八木南小学校区	30	247	
山びこルーム	小山・八木北小学校区	50	576	5,464,294
あすなる学童クラブ	南流山小学校区	50	605	4,079,685
ひまわり学童クラブ	鱈ヶ崎小学校区	50	495	3,748,575
たんぼぼ学童クラブ	西深井小学校区	40	331	3,546,260
もりのいえ学童クラブ	東深井小学校区	60	551	4,083,822
おおぞら学童	流山小学校区	45	665	4,780,660
つくしんぼ学童クラブ	新川小学校区	30	421	4,417,025
あずま学童クラブ	東小学校区	60	782	4,464,000
江戸川台学童クラブ	江戸川台小学校区	60	627	4,088,929
西初石子どもルーム	西初石小学校区	50	459	3,849,144
合 計		649	7,302	59,808,789

### 4 流山市ファミリー・サポート・センター

育児の援助が必要な人(利用会員)と、育児の援助ができる人(提供会員)からなる会員組織で、その会員相互による育児の援助活動を行っています。

ファミリー・サポート・センター活動状況(平成19年度)

(平成20年3月末現在)

登録会員数(人)		活動内容	回数
利 用 会 員	439	保育所・幼稚園・小学校及び学童保育所の送迎等	3,803
提 供 会 員	181	子どもの病気時	39
両 方 会 員	18	保護者等の買い物・外出・病気・その他急用時等	179
合 計	638	その他	86
		合 計	4,107

## 5 子どもショートステイ

児童の保護者が病気等により一時的に養育が困難となった時、児童養護施設において児童を養育する事業です。

(平成19年度)

登録件数		利用件数(延べ)		
世帯	登録児童数(人)	日帰り(日)	宿泊(日)	夜間(日)
33	42	8	9	1

## 6 子どもの遊び場

子ども達が健やかに成長できるよう、子どもの遊び場の整備に努めています。

(平成20年3月末現在)

子どもの遊び場	箇所数	延面積(m <sup>2</sup> )
	17	27,366.67

## 7 知的障害児通園施設(つばさ学園)

心身の発達に心配や遅れのある児童が保護者のもとから通い、社会に適応するために、必要な生活、学習、運動等の指導を行う施設です。

### 1 つばさ学園通園指導

- (1) 家庭との連携: 児童の生活リズム、児童に対する働きかけを面接や連絡帳で行います。
- (2) 基礎運動: 児童の身体機能を育てるため、寝返り、腹這い等により基本的な運動能力を育てます。
- (3) あやし・ゆさぶり: 児童と保護者とのやりとりを通して、情緒の安定や遊びの基礎を育てます。
- (4) 自然・音楽・ことば・絵画・体育・生活: 6領域から、遊びや課題活動に取り組みます。

### 2 幼児ことばの相談室

ことばの遅れ、発音、難聴、吃音などのことばに問題をもつ就学前の幼児に対して、その問題が改善又は、軽減するように相談指導及び訓練を行っています。

### 3 療育相談室

随時、電話での相談や予約による面接相談、小児科医、小児神経科医、児童精神科医の診察、心理相談員による心理発達検査を行います。

また、グループ指導や市内保育所、幼稚園の巡回指導を行います。

### 4 外来療育

年齢や状態に応じて週1回、母子指導を行います。また、理学療法士によるPT訓練も実施します。

つばさ学園通園児・進路状況

( 1 ) 通園児の状況

区 分		平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
		知的	重複	合計	知的	重複	合計	知的	重複	合計
男	3歳未満	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	3歳	4	0	4	4	0	4	3	0	3
	4歳	3	0	3	8	0	8	0	0	0
	5歳	1	0	1	2	1	3	6	0	6
	6歳以上	1	1	2	2	0	2	6	1	7
	小 計	9	1	10	16	1	17	18	1	19
女	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	4歳	0	0	0	1	1	2	0	0	0
	5歳	2	0	2	2	1	3	0	1	1
	6歳以上	2	3	5	3	0	3	0	2	2
	小 計	4	3	7	6	2	8	1	4	5
合 計		13	4	17	18	3	21	19	5	24

( 2 ) 進路状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
継続通園	8	11	12
普通学級	0	0	0
特殊学級	0	1	5
養護学級	8	3	4
幼稚園・保育所	1	5	2
その他	0	1	1
合 計	17	21	24

## 8 幼児ことばの相談室

### (1) 相談指導日数等の概要

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
相談指導日数(日)	214	213	215
延相談指導件数(件)	829	983	921
1日平均件数(件)	3.9	4.6	4.3

### (2) 受付幼児の指導

単位：人

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
前年度からの継続指導	12	17	11
新規面接後指導開始	22	20	23
新規面接後指導不要	5	10	0
合 計	39	47	34

### (3) 指導幼児の動向

単位：人

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
完 治 終 了	4	6	4
転居等の退室	3	2	3
他機関移行(特学・言語・養護)	15	17	16
次年度に継続	12	12	11
合 計	34	37	34

### (4) 指導幼児の主訴内訳

単位：人

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
ことばの遅れ	18	23	24
発音異常(構音障害)	9	10	7
難 聴	2	0	0
吃 音	5	4	3
合 計	34	37	34

## 9 療育相談

### (1) 相談状況

(平成19年度)

区分 (主訴別)	相談 延件数	男女 別	2歳未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	計
ことば の遅れ	128	男	1	9	12	8	11	3	44
		女	1		3	2	5		11
発達の 遅れ	112	男	11	4	14	8	4	1	42
		女	16	4	4	1	1	3	29
その他	90	男			4	5	4	13	26
		女					1	5	6
合計	330		29	17	37	24	26	25	158

### (2) 外来療育利用状況

(平成19年度)

区分 (主訴別)	利用 延件数	男女 別	2歳未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	計
ことば の遅れ	677	男					2	1	3
		女							
発達の 遅れ		男			9	5	3	4	21
		女			4	1		1	6
その他		男							
		女							
合計					13	6	5	6	30



## 第2節 保育サービス体制の充実

### 1 要保育児童の状況

平成20年4月1日現在、市内の就学前児童(0~5歳)の数は、8,535人でこれらの児童のうち、両親が共働きの家庭や、母子・父子家庭など日中保護者に代わって保育する必要のある児童(要保育児童)は、およそ20.2%(1,726人)と推定されます。

### 2 入所児童数の推移

平成20年4月1日現在、市内の保育所に入所した児童は1,727人(うち管外受託116人)で、これを年齢別にみると、4歳以上児が42%を占め、3歳児20%、3歳未満児が38%となっています。この他、市が他市町村の保育所に入所の依頼(管外入所委託)をした児童の数は67人です。

入所申請数と入所児童数の推移(管外入所委託を除く)

単位：人(各年度4月1日現在)

区 分	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
申請者数	781	865	1,646	756	948	1,704	765	1,011	1,776
入所者数	765	846	1,611	736	923	1,659	758	969	1,727

年 齢 別 入 所 児 童 数 (管外入所委託を除く)

単位：人(平成20年4月1日現在)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	30	98	125	157	155	193	758
私立	61	164	182	181	197	184	969
合 計	91	262	307	338	352	377	1,727

### 3 保育内容

#### (1) 時間外保育

保護者の勤務形態の事情により、下記の時間帯で時間外保育を行います。

ア 公立保育所 月～土(7時～8時・16時～19時)

イ 私立保育園

- ・なかよし保育園 月～土(7時～8時・16時～19時)
- ・小山保育園 月～金(7時～8時・16時～19時) 土(16時～18時30分)
- ・八木北保育園 月～金(7時～8時・16時～19時) 土(16時～17時30分)
- ・松の実保育園 月～金(7時～8時・16時～18時30分) 土(16時～17時30分)
- ・西平井保育園 月～土(7時～8時・16時～19時30分)
- ・かやの木保育園 月～金(7時～8時 21時) 土(16時～18時30分)
- ・みやぞの保育園・南流山聖華保育園 月～土(7時～8時・16時～22時)
- ・流山わらしこ保育園 月～金(7時～8時・16時～22時) 土(16時～19時)

#### (2) 乳児保育

近年、女性の社会進出の増加や就労形態の変化に伴い、当市では、公立保育所(美田保育所を除く)は生後6か月から、私立は、産休明けから保育を実施しています。

#### (3) 子育て電話相談

社会情勢の変化の中で、家庭における幼児のしつけ・遊び等、保育面での電話相談に応じえています。

場 所 平和台・江戸川台・向小金保育所・地域子育て支援センターゆうゆう(長崎保育所内)・小山・八木北・西平井・松の実・かやの木・みやぞの・流山わらしこ・南流山聖華保育園

#### (4) 病後児保育

児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間に一時的にお預かりし、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。

場 所 流山わらしこ・南流山聖華保育園

#### (5) 統合保育

保育所入所要件のない家庭の障害児に対して、集団保育を実施することにより、保護者の子育て支援及び児童の福祉の増進を図ります。

場 所 中野久木保育所

#### (6) 送迎保育ステーション

保育需用の地域的偏在等により異なる保育所の入所者数の均衡を図るとともに、保育所の入所待機児童の解消及び児童の送迎に係る保護者の負担の軽減を図ります。

## 4 市内保育所一覧

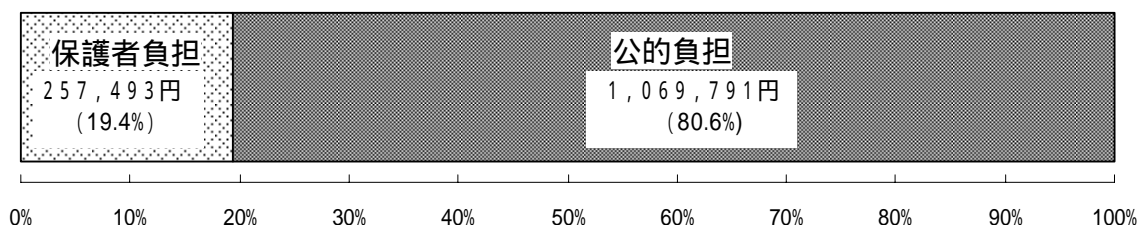
(平成20年4月1日現在)

区分	保育所名	所在地	定員	開設年月日	電話	育児相談
公立	中野久木保育所	中野久木 373	120	S30.6.1	7152-0921	
	平和台保育所	平和台 2-6-3	180	S40.4.1	7158-1424	7158-1435
	江戸川台保育所	江戸川台東 3-5	120	S40.4.1	7152-0611	7152-0648
	美田保育所	美田 69-420	70	S45.4.1	7152-7106	
	名都借保育所	名都借 289	70	S46.4.1	7144-1228	
	長崎保育所	長崎 2-561	90	S48.4.1	7144-7886	7144-7926
	向小金保育所	向小金 3-102-1	90	S50.6.1	7174-5217	7174-8853
	東深井保育所	東深井 177-2	120	S52.4.1	7154-6025	
私立	なかよし保育園	南流山 7-5-1	120	S49.4.1	7158-5500	
	小山保育園	十太夫 99-4	119	S51.4.1	7154-2448	7156-8011
	八木北保育園	駒木台 118-1	90	S55.4.1	7152-0504	左に同じ
	松の実保育園	名都借 464	90	S55.4.1	7145-4312	7141-6068
	西平井保育園	西平井 588	70	S56.4.1	7159-7473	左に同じ
	かやの木保育園	大畔 198	60	H13.4.1	7159-2700	7159-2813
	みやぞの保育園	宮園 2-8-15	80	H15.4.1	7159-2954	左に同じ
	流山わらしこ保育園	加 4-12	70	H16.4.1	7150-2654	左に同じ
	南流山聖華保育園	南流山 2 29 4	120	H17.7.1	7159-3401	左に同じ

## 5 保育所の運営費

保育所の運営にかかる費用（運営費）は、経費節減等の経費努力により年々若干ですが減少傾向にありましたが、保育の多様化、複雑化に伴い、入所児童1人当りの年額が1,327,284円となり、前年度に比べ増加になりました。その負担割合は、下記ようになります。

児童一人当たり運営費の負担割合



運営費負担割合の推移

単位：千円

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
管理運営費		1,992,558	2,067,254	2,322,636
(%)		100.0	100.0	100.0
財 源 内 訳	保護者負担金	415,022	435,719	451,203
	(保育料)(%)	20.8	21.1	19.4
	公的負担	1,577,536	1,631,535	1,871,433
(%)		79.2	78.9	80.6

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年間延入所児童数(人)	19,418	20,231	20,999
児童1人当たり運営費(年額:円)	1,231,368	1,226,190	1,327,284

## 6 保育料

流山市保育料徴収基準額表

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額:円)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	1,500	1,000	1,000
C 1		均等割の額のみ	8,500	5,800	5,800
C 2		所得割の額が6,000円未満	10,100	7,800	7,800
C 3		所得割の額が6,000円以上	11,900	9,400	9,400
D 1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,000円未満	13,400	11,000	11,000
D 2		2,000円以上10,000円未満	14,800	12,500	12,500
D 3		10,000円以上19,000円未満	19,100	16,700	14,500
D 4		19,000円以上29,000円未満	22,100	19,800	14,900
D 5		29,000円以上40,000円未満	24,900	23,000	15,300
D 6		40,000円以上47,000円未満	29,900	26,300	16,300
D 7		47,000円以上57,000円未満	31,800	26,800	16,900
D 8		57,000円以上66,000円未満	33,900	26,900	17,400
D 9		66,000円以上82,000円未満	36,700	27,000	18,000
D 10		82,000円以上91,000円未満	39,800	27,100	18,500
D 11		91,000円以上103,000円未満	42,700	27,200	19,000
D 12		103,000円以上141,000円未満	45,900	27,500	19,600
D 13		141,000円以上165,000円未満	51,700	27,900	20,700
D 14		165,000円以上203,000円未満	54,500	28,100	21,300
D 15		203,000円以上251,000円未満	57,200	28,400	21,800
D 16		251,000円以上413,000円未満	59,900	28,600	22,300
D 17		413,000円以上803,000円未満	62,300	29,100	23,400
D 18		803,000円以上	65,000	30,000	24,800

注1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2及びC 3の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 この表のD 1 からD 1 8までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号） 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
- （ 1 ） 所得税法第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
  - （ 2 ） 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
  - （ 3 ） 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 9 号）附則第 18 条
- 3 この表の年齢区分は、保育所で保育を実施した日の属する年度の初日における満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更がないものとする。
- 4 B からD 1 8までの階層の世帯において、2 人以上の児童が保育所、幼稚園（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（修学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 6 条第 2 項に規定する認定こども園をいう。）に入所又は入園している場合における 2 人目以降の児童に係る保育料の月額、この表に定める保育料の額にかかわらず、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た額（10 円未満の端数は、全額を切り捨てた額）とする。
- （ 1 ） 2 人目の保育料の額 基準額 × 1 / 2
  - （ 2 ） 3 人目以降の保育料の額 基準額 × 1 / 1 0

## 7 私立保育所に対する助成

流山市では、公・私立保育所の格差是正、保育環境の充実及び保育所運営の健全化を目的として、私立保育所に対して各種の助成制度を設けています。

### 私立保育所各種助成 (平成20年4月1日現在)

助成項目	助成の内容
民間保育士給与改善事業	私立保育所の保育士の定着を図り、私立保育所の安定した運営を確保するために、職員の給与改善に要する経費
一時保育促進事業	千葉県知事が承認した私立保育所が、一時・特定保育事業を実施するために要する経費
地域子育て支援センター事業	千葉県知事が承認した私立保育所が、地域子育て支援センター事業を実施するために要する経費
予備保育士設置事業	定員60人以上の私立保育所であって、保育士の労働条件の改善及び保育内容の充実を目的として保育士定数を超えて設置する保育士に係る経費
保育向上保育士設置事業	予備保育士を設置している保育所であって、保育士定数を超えて設置する保育士に要する経費
完全給食実施事業	完全給食を実施するために、調理員等定数を超えて設置する調理員等又はその他の職員及び材料費、炊具食器費、光熱水費等に係る経費
延長保育促進事業	私立保育所が、次世代育成支援対策交付金に係る延長保育促進事業を実施するために要する経費
産休明け保育実施事業	あらかじめ年度当初から担当保育士等を配置し、産休明け保育を実施するため保育士定数を満たして設置する保育士及び準保育士に係る経費
障害児保育対策事業	障害児を保育するために要する経費
障害児保育実施事業	障害児を保育するために要する経費
保育所地域活動事業	私立保育所が、次世代育成支援対策交付金に係る創意工夫ある取組みに要する経費
保育所分園推進事業	千葉県知事が承認した私立保育所が、待機児童解消促進事業を実施するために要する経費
児童災害共済加入事業	独立行政法人 日本スポーツ振興センター納付金に要する経費
賠償責任保険加入事業	賠償責任保険料に要する経費
保育所整備費借入金利子補給事業	施設整備等の理由で融資を受け、県の利子補給で補えない部分についてその2分の1を補助する。
保育所施設整備補助事業	1 対象事業 国交付金対象事業 2 対象経費 工事費又は工事請負費及び工事事務費 3 助成額(国交付金対象事業) 補助対象経費 国交付金基礎基準額×1/2